下総第135号令和6年(2024年)2月9日

 下関市監査委員
 今
 井
 弘
 文
 様

 同
 秋
 森
 和
 也
 様

 同
 田
 中
 義
 一
 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年7月5日付け監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

総合政策部企画課 農林水産振興部農業振興課 農林水産振興部水産振興課 農林水産振興部農林水産整備課

総合政策部企画課について

[指摘事項]

- (1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、 少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」 と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合 の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令 等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。
- (2) 時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務命令申請等を庶務事務システムにて行う際、休憩時間の入力を失念したことによる過支給があった。所要の措置を講じるとともに、支給事務に係るチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、再発防止のため関係規定の職員への周知を図るとと もに、時間外勤務命令申請等の確認徹底を行った。

また、(2) において過支給となっていた時間外勤務手当の返納処理を令和5年6月に行った。

今後は適正な事務処理に努める。

農林水産振興部農業振興課について

「指摘事項〕

- (1) 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設(以下「施設」という。)に 係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。関係法令及び基本協 定書等に基づき適正に事務処理されたい。
 - ア 施設の利用料金の額は、下関市ジビエ有効活用施設の設置等に関する条例 第16条第2項の規定により、市長の承認を得た上で指定管理者が定め、市 長は当該承認をした利用料金の額について告示することとなるが、これらの 手続が行われていなかった。
 - イ 毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に対し、所管課は下 関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の管理運営に関する基本協定 書第34条に規定されるモニタリングチェックシートによるモニタリング

を行っていなかった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、次のとおり措置した。今後は、下関市ジビエ有効活用施設の設置等に関する条例に基づき、適正に管理運営を行う。

ア 令和5年6月に告示をした。

イ 令和4年度分からモニタリングチェックシートによるモニタリング を行っている。

農林水産振興部水産振興課について

「指摘事項]

- (1) 物品購入に係る物品の検収及び検査調書等の作成について、以下の事項 が見受けられた。検収及び検査調書等の作成は、適正な支出の根拠となる ものであるため、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。
 - ア アカウニ種苗の購入について、検査調書に記載の検査職員は課長であるが、実際は、栽培漁業センター職員が検収を実施していた。また、当該契約書及び検査調書に記載の納入場所は、契約相手方の所在地(県外)となっているが、実際は、栽培漁業センターへ納入されており、契約書及び検査調書に記載された納入場所とは異なっていた。
 - イ アワビ中間育成用飼料の購入について、当該契約は、単価契約で1回 当たりの支払額が50万円を超えないため、検査調書の作成に代えて請 求書に検査済の旨を記入しているが、実際は、栽培漁業センター職員が 検収を実施したにもかかわらず、課長名を記入していた。

(改善措置状況)

ア及びイにおいて、検査職員が課長となっているにもかかわらず、栽培 漁業センター職員が検収を実施していた点については、令和5年5月24 日以降、課長が栽培漁業センター職員を検査職員に指定し、検収を実施す ることとした。

アにおいて、契約書及び検査調書に記載された納入場所と実際の納入場所が異なっていた点については、契約締結後にやむを得ず契約内容の変更が生じた場合において、当該契約書第17条に基づき双方協議し、関係課にも確認した上で変更契約が必要となったときは、変更契約を締結する旨を課内職員に周知徹底した。また、再発防止のため、契約相手との協議内容は、その都度議事録を作成し、課内供覧の上、契約関係書類一式として保管することを課内職員へ周知徹底した。

(2) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令等において、休憩時間を与えていない事例が見受

けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、再発防止のため関係規定の職員への周知を図るとともに、週休日又は休日に6時間を超えるような業務となる場合は、担当者別のスケジュール表の作成と進行を把握し、勤務の時間管理を徹底することで、休憩時間を確保する。

農林水産振興部農林水産整備課について

「指摘事項〕

(1) 市有地賃貸料について、履行期限を20日以上経過し、なお未納である にもかかわらず、督促状を発送していなかった。下関市債権管理条例施行 規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該債権の履行期限後20日以内に、期限を指定して督促状を発送するよう改善した。

なお、令和5年度の市有地賃貸料等2件の市債権について、督促状を発送し、納付を確認した。

以上